

# 社会福祉法人五常会

## 組織及び役員等の資格・職務権限等に関する規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 平成28年成立の社会福祉法（以下法という）に基づく社会福祉法人制度改革を踏まえ、社会福祉法人五常会のガバナンスおよび内部管理体制の強化を目的として、定款、評議員選任解任委員会運営細則、評議員会運営規程及び理事会運営規程等で規定されていない組織及び役員等の資格・職務権限等を定めるものである。

#### (組織)

第2条 法人のガバナンスに関わる委員会、会議を含む組織体系を別表1の通り定める。

### 第2章 評議員選任解任委員会

#### (委員)

第3条 評議員選任解任委員の選任、任期及び資格要件等は評議員選任解任委員会運営細則の規定に従う。

#### (委員会)

第4条 評議員選任解任委員会の構成、権限及び運営等は、定款第6条（評議員の選任及び解任）及び評議員選任解任委員会運営細則の規定に従う。

### 第3章 評議員会

#### (評議員)

第5条 法第39条を踏まえ、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、理事会にて候補者を選定し、評議員選任解任委員会の承認を得て選任する。

2 法第40条により、評議員は法人の理事、監事または職員を兼ねることはできない。

- 3 法第40条により、評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならない。
- 4 第40条に規定する欠格事由又は特殊関係者に該当する者は、評議員に選任することはできない。
- 5 その他、任期及び報酬等に関しては定款第2章（評議員）及び役員等に支給する報酬等に関する規程の諸規定に従う。

（評議員会）

第6条 評議員会の構成、権限及び運営等は定款第2章（評議員）第3章（評議員会）及び評議員会運営規程の諸規定に従う。

## 第4章 理事会

（理事）

第7条 法第44条第4項に基づき理事のうちに次に掲げる者を含まねばならない。

- (1) 社会福祉事業の経営に関し識見を有する者
  - (2) 当法人が行う事業に関する区域における福祉に関する実情に通じている者
  - (3) 当法人の拠点の管理者
- 2 法第44条により、理事には、理事本人を含めその配偶者及び三親等以内の親族およびその他各理事と同法施行規則第2条の10に記載される特殊の関係にあるものが3分の1（2名）を超えて含まれてはならない。
- 3 その他、法第40条に規定する欠格事由に該当する者は、理事に選任することはできない。
- 4 上記条件を満たす者で、理事会にて候補者を選定し、評議員会の承認を得て選任する。解任については次のいずれかに該当する場合に、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき
- 5 その他、任期及び報酬等に関しては定款第4章（役員及び職員）及び役員等に支給する報酬等に関する規程の諸規定に従う。

（理事の職務及び義務等）

第8条 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長及び他の理事の職務の執行を監督する役割を担う。

- 2 理事には、善管注意義務、忠実義務及び法人に著しい損害を及ぼすおそれの

ある事実を発見したときの監事への報告義務が課せられる。

(理事会)

第9条 理事会の構成、権限及び運営等は定款第5章（理事会）及び理事会運営規程の諸規定に従う。

## 第5章 監事

(監事)

第10条 法第44条により、監事には次に掲げる者が含まれねばならない。

(1) 社会福祉事業について識見を有する者

(2) 財務管理について識見を有する者

2 法第44条により、監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族並びに各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれてはならない。

3 法第40条に規定する欠格事由に該当する者は、監事に選任することはできない。

4 法第44条により、監事は当法人の理事又は職員を兼ねることはできない。

5 上記条件を満たす者で、理事会にて候補者を選定し、評議員会の承認を得て選任する。なお、理事による監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する。

6 その他、任期及び報酬等に関しては定款第4章（役員及び職員）及び役員等に支給する報酬等に関する規程の諸規定に従う。

(監事の職務及び権限等)

第11条 監事は次に掲げる事項の権限を有する。

(1) 監事は法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務遂行のため、理事及び職員に対し、事業の報告を求め、また法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(2) 監事は、理事の不正行為若しくは不正行為のおそれがあるとみとめるとき、又は法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる。

(3) 当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、監事が理事会を招集することができる。

(監事の職務義務)

第12条 監事は、次に掲げる事実を認めたときは、理事会に報告する義務があ

る。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき又は不正の行為をする恐れがあると認めるとき
  - (2) 法令・定款に違反する事実があるとき
  - (3) 著しく不当な事実があるとき
- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 3 監事は、評議員会に出席し、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(監事監査)

第13条 監事監査の実施については内部管理体制の基本方針に関する規程並びに監事監査規程に従う。

## 第6章 理事長、業務執行理事および拠点長の職務及び権限

(理事長の職務及び権限等)

- 第14条 理事長は、対外的な業務を執行するため、法人の代表権を有する。
- 2 理事長は、法第45条の13第4項により理事会の議決が必須とされる事項を除き、理事会から委譲された別表2職務分掌及び役員等の職務権限記載の範囲において自ら意思決定し業務を執行する。
  - 3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上（6月及び11月を予定）、自己の職務の執行状況を理事会に報告せねばならない。

(常務理事の職務及び権限等)

- 第15条 常務理事は、理事会及び理事長から委譲された別表2職務分掌及び役員等の職務権限記載の範囲において自ら意思決定し業務を執行する。
- 2 常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上（6月及び11月を予定）、自己の職務の執行状況を理事会に報告せねばならない。
  - 3 常務理事は、別に定めることがない限り、法人事務局長および統括会計責任者を兼ねる。

(拠点長の職務及び権限等)

- 第16条 拠点長は、理事会及び理事長から委譲された別表2職務分掌及び役員等の職務権限記載の範囲において自ら意思決定し業務を執行する。
- 2 拠点長は、自己の職務の執行状況を月1回経営会議に報告せねばならない。

- 3 拠点長は、別に定めることがない限り、会計責任者を兼ねる。

## 第7章 経営会議

(経営会議の設置)

第17条 内部管理体制の基本方針に関する規程の1の③に基づき、業務を執行する役員等で組織する経営戦略等に関する合議体である経営会議を設置する。

(構成及び運営等)

第18条 経営会議は、理事長、業務執行理事、監事、拠点長、法人本部事務企画部長、拠点事務部長および必要に応じ出席する拠点幹部職員で構成される。

- 2 原則として月1回、前月の試算表の報告が可能な20日から月末の間で開催する。
- 3 その他、会議の運営については経営会議運用規程に従う。

## 第8章 法人本部

(法人本部の設置)

第18条 五常会の法人本部を設置し、事務所を特別養護老人ホーム瀬戸の里施設内に置く。

- 2 法人本部内に事務・企画部及び内部管理体制の基本方針に関する規程の1の⑦に基づき内部監査部を設ける。

(構成及び運営等)

第19条 法人本部に本部長及び事務局長を置き、それぞれ理事長及び業務執行理事をもって充てる。

- 2 本部業務分掌及び運営については別途定める。

## 第9章 事業拠点

(拠点の設置)

第20条 地域ごとに事業所を総合的に管理運営し、経営の効率を高めるべく、拠点制を導入する。

- 2 当法人には、別表1の通り瀬戸の里拠点、みずなみ瀬戸の里拠点、二ツ森拠点、清和寮拠点、福岡拠点の5拠点を置き、それぞれ拠点長をもって経営管理及び業務推進に当たらしめる。
- 3 前項の各拠点には、事務部、施設管理部、事業部部門を置くことができる。

(業務管理及び運営等)

第21条 各拠点の業務分掌など運営管理体系について、拠点ごとの業務運営規程を整備し、これに従う。

(附則)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。